

# 官報号外

昭和五十五年三月十九日

## ○第九回 参議院会議録第七号

昭和五十五年三月十九日(水曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第七号  
昭和五十五年三月十九日  
午前十時開議

第一 中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名

第二 國務大臣の報告に関する件(昭和五十五年度地方財政計画について)

第三 地方税法等の一部を改正する法律案(中山太郎君外七名発議)(委員会審査省略要件)

第四 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 公營住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 法務局、更生保護官署及び入管管理官署職員の大額増員に関する請願(六件)

第八 物価上昇抑制に関する請願(六十七件)

第九 公共料金・石油製品等の物価上昇抑制に関する請願

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第三まで  
一、アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議案(中山太郎君外七名発議)(委員

会審査省略要求事件)

一、北方領土問題の解決促進に関する決議案(中山太郎君外七名発議)(委員会審査省略要件)

一、日程第四より第九まで

○議長(安井謙君) これより会議を開きます。

日程第一 中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名

指名する委員及び同予備委員の数は、それぞれ五名でござります。

○野呂田芳成君 中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名は、いずれも議長に一任することの動議を提出いたします。

○片岡勝治君 私は、ただいまの野呂田君の動議に賛成いたします。

○議長(安井謙君) 野呂田君の動議に御異議ございませんか。

○議長(安井謙君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、中央選舉管理会委員に近藤英明君、堀家嘉郎君、儀同保君、鬼木勝利君、大塚一男君を、

同予備委員に小島憲君、萩原博司君、沖崎利夫君、松尾信人君、坂本福子君を、

それぞれ指名いたします。

○議長(安井謙君) 日程第二 國務大臣の報告に関する件(昭和五十五年度地方財政計画について)  
日程第三 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)  
以上両件を括して議題といたします。  
まず、自治大臣の報告及び趣旨説明を求めます。後藤田自治大臣。

○國務大臣(後藤田正晴君) [國務大臣後藤田正晴君登壇、拍手]  
昭和五十五年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和五十五年度の地方財政につきましては、昭和五十四年度より縮減を図っております。

また、地方債資金対策として政府資金及び公金企業金融公庫資金の増額を図ることとしております。

ですが、おおむね国と同一の基調により、現下の社会経済情勢の推移に適切に対応しつつ、財政の健全化を促進することを日途として、歳入面におきましては、住民負担の合理化にも配慮しつつ、既存税制における地方税源の充実を図る等収入の確保としては、生活関連税の課税対象を拡大するなどして、昭和五十四年度に引き続き見込まれる巨額の財源不足については、これを完全に補てんする等地方財源の確保を図る一方、歳出面におきましては、経費全般について徹底した節減化を行うという抑制的基調のもとで、住民生活の合理化を行なうことを基本といたしております。

活動に直結した社会資本の整備を図るために必要な補助金等の地方財政計画は、このようないくつかの方針のもとに昭和五十五年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は四十一兆六千四百二十六億円となり、前年度に対し二兆八千四百十二億円、七・三%の増加となっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案につきましてその趣旨を御説明申し上げます。

特別措置の整理合理化を行い、自動車取得税の暫定税率の適用期限を延長し、ガス税の免稅点を引き上げる等地方税源の充実と地方税負担の適正化を図ることとしております。

第二に、地方財源の不足に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするために、昭和五十五年度の地方財源不足見込み額二兆五百億円については、地方交付税の増額と建設地方債の増發により完全に補てんすることとしております。

なお、建設地方債の増發は、昭和五十四年度より縮減を図っております。

また、地方債資金対策として政府資金及び公金企業金融公庫資金の増額を図ることとしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域住民の福祉、教育の充実及び住民生活に直結した社会資本の計画的整備等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、生活関連税等の計画的な整備の推進を図るため地方単独事業の所要額を確保するとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることとし、また、過疎地域に対する財政措置等を充実することとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、国庫補助負担基準の改善を図り、あわせて年度途中における事情の変化に弾力的に対応し得るよう配慮するほか、地方財政計画の策定内容について所要的是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十五年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は四十一兆六千四百二十六億円となり、前年度に対し二兆八千四百十二億円、七・三%の増加となつております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案につきましてその趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、現下の厳しい地方財政事情と地方税負担の現状にかんがみ、その負担の適正合理化を図ることとともに地方税源の充実確保を図ることを基本としております。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第一に、地方税法の改正であります。まず、低所得者層の負担の軽減を図るため、個人住民税の課税最低限を引き上げるとともに、税率適用区分に所要の調整を加えることいたしております。

次に、個人住民税均等割及び事業所税について、地方公共団体の行政サービス水準の上昇、物価の変動等を考慮して、税率の引き上げを行うことといたしております。

また、不動産取得税、固定資産税等における非課税等の特別措置のうち二十八項目について整理合理化を行うほか、産業用電気に係る電気税の非課税品目を二品目廃止することいたしております。

さらに、住民負担の軽減を図るためガス税の免稅点を引き上げるほか、地方道路財源の確保を図るため自動車取得税の暫定税率の適用期限を延長する等の措置を講ずることいたしております。

第二に、地方道路譲与税法の改正であります。が、地方交付税法における収入超過団体に係る地方道路譲与税の譲与基準を改めることいたして

國務大臣の報告に関する件(昭和五十五年度地方財政計画について)並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

おります。

第三に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正でありますが、公社有資産所在市町村納付金に係る納付金算定標準額の特例について整理合理化等を図ることいたしております。

以上

の改正により、明年度におきましては、個人住民税の課税最低限の引き上げ等により九百五十四億円の減税を行う一方、市町村民税所得割の税率適用区分の調整、個人住民税均等割及び事業所税の税率の引き上げ等により二千百二十二億円の增收が見込まれておりますので、差し引き千百六十八億円の增收となる見込みであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案に

ついてその趣旨を御説明申し上げます。

まず、昭和五十五年度分の地方交付税の総額

は、既定の地方交付税額に臨時地方特例交付金三千七百九十五億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金八千九百五十億円を加算す

ることといたしました結果、八兆七百七十五億円となり、前年度当初に対し三千八百八十億円、五・〇%の増加となつております。

〔志苦裕君登壇、拍手〕  
○志苦裕君 日本社会党を代表して質問いたしました。

「地方の時代」と言うから、それにふさわしいものもあるかと思つたら、何もない。あべこべになつて来年度の地方財政は国の規模よりも小さくなつておられます。これは絶えて久しい逆転現象であるばかりでなく、總理がしばしば口にする時代論とは似ても似つかない奇異な感じがいたします。

政治は、高い理念を具体的な政策で表現して初めて説得力を持つます。總理の言う「文化の時代は地方の時代」という言葉は美しい。「これを具体化するには地方の自発性と自主性を高めることが欠くことのできない条件だ」との手法にも同感であるが、それらが国民統合の論理としてのみ使われるることは許せません。東京中野区の教育委員会公選に違法の見解を下し、琵琶湖の自然資源の保存に冷淡な態度をとり、特別交付税を使って自治体に制裁を加える最近の姿勢は、「文化の時代」

の各年度において、臨時地方特例交付金として当

該各年度の地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、昭和五十五年度の普通交付税の算定に当たっては、地方財政計画の策定方針に即応し、教育水準の向上、社会福祉施策の充実、公共施設の計画的整備等に要する経費の財源を充実するほか、財源対策債の縮減に伴い必要となる投資的経費を基準財政需要額に算入するため単位費用の改定等を行なうことといたしております。

以上が、昭和五十五年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地

方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○謙長(安井謙君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。志苦裕君。

〔志苦裕君登壇、拍手〕  
○志苦裕君 日本社会党を代表して質問いたしました。

「地方の時代」というから、それにふさわしいものもあるかと思つたら、何もない。あべこべになつて来年度の地方財政は国の規模よりも小さくなつておられます。これは絶えて久しい逆転現象であるばかりでなく、總理がしばしば口にする時代論とは似ても似つかない奇異な感じがいたします。

八〇年代への第一歩を踏み出すわが国は内外にわたる変革と対応を迫られておりますが、経済の目標を国民の福祉に置き、地域経済の充実と個性

のある多彩な地域社会を創造することが大きな課題であり、そのため国・自治体間の政治制度にも大胆なメスを加えることは国民的合意となつてゐる 것입니다。地方の時代が唱和されるのも、これらの課題を解決する歴史的キーワードとして認識されているからにほなりません。

私は、政策不在と酷評されたあの五十三年末の自民党総裁選挙、国民不在と指摘された昨年末の党内抗争を、したたかな生命力でのぎ、支持率最低にもめげず政権への妄執果つことなき大平さんではあるけれども、わが国近代化の過程を反省し、物質文明の限界と時代転換への認識を示し、新しい地域主義を提唱された政策理念にかかる共感を覚えていたのですが、その初年にしてこの逆転現象は、象徴的な出来事として納得できません。

政治は、高い理念を具体的な政策で表現して初めて説得力を持つます。總理の言う「文化の時代は地方の時代」という言葉は美しい。「これを具体化するには地方の自発性と自主性を高めることが欠くことのできない条件だ」との手法にも同感であるが、それらが国民統合の論理としてのみ使われるることは許せません。東京中野区の教育委員会公選に違法の見解を下し、琵琶湖の自然資源の保存に冷淡な態度をとり、特別交付税を使って自治体に制裁を加える最近の姿勢は、「文化の時代」

おびえて、就任当初の時代認識も政策理念も手法もかなり捨ててしまったのか、それとも、もとあるこの程度のものでありましたか。

改めてお尋ねするが、一体地方の時代とは何なのか、それは五十五年度予算や行政改革を通じてどう具体化されているのでありますか。政府のまごとめによりますと、何でもかんでも田園都市構想の事業に関連させているようですが、地方の時代によさわしい具体的な制度改革を明らかにしてください。

「地方公共団体の利害に關係する法令の改廃、国事事業計画の決定等には、その意向が反映される方途を譲せよ」と、自治体の国政参加を提起しておりますが、それに対する見解もあわせて伺います。

私は、昨年のこの質問で総理の田園都市構想を取り上げ、「模索中とはいえ、題名だけ映像の映らぬテレビを見ているようだ」と氣をもみ、「中央集権と官庁セクションализムが温存されては個性のある地域社会の創造などできようはずがない」と指摘しました。つまりは地方分権の主張であり、総理からも「地方分権の志向に勇気をもつて進む」との答弁をいただいたところであります。

言うまでもなく、中央集権による画一的な行政を支えた手法は縦割りの補助金制度で、その弊害は改めて言うまでもなく、「地方の時代」にとつて

諸悪の根源と言つてよろしい。今次の行政改革でもこれが主要テーマであったことは承知をいたしておりますが、政府の改革はもっぱら財政的視点にのみとらわれて、補助金行政そのものの根源には迫っておりません。たとえば、統合・メニュー化によって件数は減少し、交付申請書は一本化さ

れても、依然として統合・メニュー化される前の関係省庁、局、部、課、係別に事前協議を必要とし、事業間の流用は主務大臣の許可を必要とすることも変わりがありません。五十三年にメニュー

化された厚生省の保健衛生施設整備補助金は、いまだに六つの課を窓口にしている状態であります。総理、これはどうですか。田舎へ行きますと、最近、ちょっと氣のきいた公民館のような施設があるでしょう。あれには、農村環境改善セン

タ、集落センター、多目的集会施設、山村開発センター、基幹集落センター、生活改善センター、漁村センター、高齢者活動センター、過疎地域総合センター、離島開発センター、老人生きがいセンター、市町村保健センター、健康増進モニター、農村検診センター、母子健康センター、僻地保健指導所、健康管理施設、数えれば切りがないほどの種類があつて、それぞれ中央省

の資源が、大蔵大臣、自治大臣の見解はいかがですか。国民によって否定された現在、当初構想の地方財政再建はなくなつたわけでありますかどうか。私は、既存税制の抜本改革によって行うべきだと思うが、大蔵大臣、自治大臣の見解はいかがですか。

また、法人事業税の外形標準課税については、一般消費税がらみで回避されてきたわけだから、当然速やかに実施に移すべきだと考えるが、この点についても見解を伺います。

さらに、昨年十二月の税調答申において、個人住民税の課税最低限の引き上げに関連し、現行人的控除制の再検討を示唆しておりますが、私は、額控除制に転換してはどうかと思うのであります。

次に、今後の景気政策と地方財政運営についてであります。次に、歳出抑制の名のもとに公共事業の

け、画一的なものをつくらないで、それこそ総理の言う「地域の創意をこらした個性のあるもの」をつくることができます。

結局、中央省庁の改革なくして補助金行政の弊害除去も事務再配分もできないわけで、地方制度調査会の答申でも、この際内閣に強力な推進体制を整えるよう要望しておりますが、総理、大蔵大臣の勇断を求めます。

次に、地方財政再建の問題について二、三尋ねます。中期税制答申では、地方財政対策として、地方消費税の創設と一般消費税の交付税目への繰り入れがうたわれ、それをよりどころに依然として二六%程度の増税構想による財政再建策が立てられています。このわけであります。総選挙の結果それが国民によって否定された現在、当初構想の地方財政再建はなくなつたわけでありますかどうか。私は既存税制の抜本改革によって行うべきだと思うが、大蔵大臣、自治大臣の見解はいかがですか。

また、法人事業税の外形標準課税については、法債と交付税の機能を混同し、自治体の計画的財源運営を阻害することはなはだしい。自治大臣、大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

次に、四十人学級の実施にかかる財源措置について、五十五年度の十四億円はもとより、後年

度の自治体負担千二百億円についても、何らの財源措置が講じられていないのではないか。四十人学級は教育制度の改正である以上、交付税率の引き上げを含む財源措置を明らかにしておくのが当然だと思うが、その辺のところはどうなつているか、大蔵大臣、自治大臣の見解を求めます。

次に、今後の景気政策と地方財政運営についてであります。次に、歳出抑制の名のもとに公共事業の

伸びがゼロベースとされた結果、単独事業が高く見込まれ、国の公共事業による景気政策を肩がわりさせられたかうことになっております。こうした状況で公定歩合の再引き上げ、公共事業の後倒しが見込まれますけれども、政府は自治体の単独事業についても同一歩調を求めるつもりかどうか、この際あらかじめ明らかにしておいてほしい。

次に、三月十五日交付された特別交付税において、自治省は、いわゆるヤミ給与の制裁として、約四十の自治体に対して減額の措置をとったと聞きます。特別交付税は特別の財政需要を生じた自治体に交付されるものであって、自治体の財政運営の可否によって制裁的に扱われるものではありません。省内でさえも異論があつたと聞きますけれども、交付税は自治体固有の財源であつて、

國、自治省が恣意的に扱うことはまことに越権のさたであり、「地方の時代」に逆行するものと断ずる。自治大臣の答弁を求めます。

最後に、雪の税制について要望を込めて質問します。

私は、事あるごとにこの質問をし、総理がかわるたびに雪国に対する思いやりを求めておるのであります。彼岸だとうのに豪雪地帯ではまだ二メートルの積雪です。ことは、休みなしに降つたので、ことのはか難波をきわめました。土地は一切の生産を停止し、人々は多大の出費を余

儀なくされております。幸い道路など公共物の対策は整つてきましたが、残されたのは個人生活の救済です。私は、豪雪地帯では一定期間土地がないのだから税金を取るのはおかしい、そんな雪ではあるが、やがてこれは巨大な資源エネルギーとなつて流域や社会を潤すのだから、雪の保管料が払われてもいいではないか、こう思つておわけあります。

そこで、具体的な要望ですけれども、固定資産の寒雪補正率の頭打ちをなくすること、所得税に合理性のある金額で特別豪雪控除制度を設けること

とあります。さしあつて難損控除の足切りをやめて全額控除としてほしいのであります。雪国はかけがえのない日本人の定住地であります。總理の理解を求める、関係大臣の所見を伺つて、私の質問を終ります。(拍手)

#### 〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 志苦さんの最初の御質問は、地方の時代と言つて、予算、行政改革等を通じてどのように具体化されておるかという意味の御質問でございました。

健全な日本の社会の建設のためには、地方の特性に基づきました豊かな経済、生活、文化を築いていくことが肝要であると考えております。

このたびの予算編成、行政改革を行うに当たります。このような考え方を踏まえまして、地

方の自主財源の確保、国、地方を通ずる行政の簡素効率化等に配慮いたしておるところでございま

す。地方の時代の創建は一朝一夕でできるものではありませんで、国と地方が相協力して粘り強く推進してまいる必要があると感じております。

中央、地方を通ずる財政の再建も、そのための財政の対応力を強める意味で強く要請されておるところであると考えております。

第二の御質問は、補助金制度は地方の自主性を阻害しておるのではないか、補助金の整理合理化に対する考えはどうかという御質問でございました。

た。

御承知のように、国庫補助金制度は特定の政策目的を実施するための手段でございまして、時代の推移、行政需要の変化に対応いたしまして絶え

ずこれを見直してまいりまして、その整理合理化を図つていくことが重要であると考えております。その際、地方公共団体の自主性の尊重、資金の効率的な使用、事務の簡素化等の見地から、補助金の統合・ミニニ化等に努力してきたところでございますけれども、今後とも、昨年末閣議で決定いたしました補助金等の整理合理化計画に沿つて、極力補助金等の統合・ミニニ化に努めまして御期待にこたえなければならぬと

考えております。

○國務大臣(後藤田正晴君) お答えを申し上げま

す。

第一の御質疑は、地方財政計画は三十一年以来最低の伸び率で国の予算規模を下回つておるでは

ないか、これでは地方の時代とは言えないのじゃ

ないかと、こういうことでございましたが、昭和五十五年度の地方財政計画は、健全化への一步を進めるという意味合いから、歳出全般にわたりま

して抑制的な基調に立つて策定いたしたところでござります。しかし、地方の時代ということでもござりますので、たとえば國の公共事業が前年度

とはほぼ横ばいであるのに対しまして、地方単独事業については地方団体が住民の要望にこたえて生活環境施設の計画的な整備を推進することができることにといったようなことで特段の配慮をして、地域の実情に応じた事業実施が可能になるよ

うにと、こういう措置をいたしておるのございま

を受けておりますことは私もよく承知いたしております。そのため、政府としては、豪雪地帯対策特別措置法に基づきまして、地域の実態に即して産業の発展、生活水準の向上等のために総合的な対策を推進しております。

今後、国土の均衡ある発展を図るために、豪雪地帯におきましても定住のための基礎条件の整備が強く要請されますので、そのための総合的施策を積極的に推進するよう一段と努力を強めたいと考えております。(拍手)

ます。その結果、公債費などを除きました一般歳出規模の比較で申し上げますと、地方財政計画の方が国の規模を上回つておるのでございます。したがいまして、私どもといいたしましては、可能な限り地方の財政規模が確保せられておると、かように考えておるような次第でございます。

第二の御質問は、地方消費税を頭に置いて地方財政計画があつたのだが、その後どうなつたのかと、こういったような御質問でございましたが、十分な理解が得られていないと、こう判断をせらることから、五十五年度におきましては同税によるらない財政再建の手立てを講ずるということになつたのでござります。

しかしながら、財政再建は何と申しましても緊急の課題でござります。そのためには、行政の歳出の両面からあらゆる手段を幅広く検討していく必要があると考えておるのでございます。こういった努力をいたしてもなお将来国民の税負担の増加を求める必要がある場合には、地方制度調査会であるとかあるいは税制調査会等の審議結果を踏まえながら、税財政の全般について適当な方途を見出すよう努力をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。

第三番目は、一般消費税がなくなつたのなら事業税について外形標準課税の方式をとつたらどう

ます。その結果、公債費などを除きました一般歳出規模の比較で申し上げますと、地方財政計画の方が国の規模を上回つておるのでございます。したがいまして、私どもといいたしましては、可能な限り地方の財政規模が確保せられておると、かように考えておるような次第でございます。

第二の御質問は、地方消費税を頭に置いて地方財政計画があつたのだが、その後どうなつたのかと、こういったような御質問でございましたが、十分な理解が得られていないと、こう判断をせらることから、五十五年度におきましては同税によるらない財政再建の手立てを講ずるということになつたのでござります。

しかしながら、財政再建は何と申しましても緊急の課題でござります。そのためには、行政の歳出の両面からあらゆる手段を幅広く検討していく必要があると考えておるのでございます。こういった努力をいたしてもなお将来国民の税負担の増加を求める必要がある場合には、地方制度調査会であるとかあるいは税制調査会等の審議結果を踏まえながら、税財政の全般について適当な方途を見出すよう努力をいたしたいと、かのように考えておるわけでございます。

第三番目は、一般消費税がなくなつたのなら事業

税について外形標準課税の方式をとつたらどうなつたのでござります。その後の税体系全体のあり方の中で慎重に検討しなければならないと、かように考えております。

その次は、住民税に税額控除方式を導入したらどうかと、こういう御質問でござりますが、所得課税における人件控除のすべてを税額控除の方式にするというのではなく、実は外国の立法例等でも例を見ないよう思います。すべての納税者についてその所得の一部をまず基礎的非課税部分として控除するという現在のこの方式をいま改めるべき積極的な理由は私は率直に言つて見出しがちいのではないかと、かように考えておるような次第でござります。

次は、交付税の年度間調整、あるいは財源対策債と交付税の出し入れ、これは地方団体の計画的財政運営を阻害するものではないかと、こういう御意見でございますが、五十四年度の補正予算によると、地方交付税の増加額の五十五年度への繰り越し措置、あるいは財源対策債の大幅な縮減措置は、実は私どもとしてはそれによって地方の一般財源の充実を図つたりでございまして、地方

だ。こういう御質疑でございますが、この問題につきましては、かねてから地方税源の安定化という見地から地方団体からも強い要望が出されておるところでございますが、税制調査会におけるこの問題及びいわゆる一般消費税についての昨年来の審議の経緯等を考慮いたしますと、独自に外形標準課税を導入するということにつきましては、今後の税体系全体のあり方の中で慎重に検討しなければならないと、かように考えております。

その次は、住民税に税額控除方式を導入したらどうかと、こういう御質問でござりますが、所得課税における人件控除のすべてを税額控除の方式にするというのではなく、実は外国の立法例等でも例を見ないよう思います。すべての納税者についてその所得の一部をまず基礎的非課税部分として控除するという現在のこの方式をいま改めるべき積極的な理由は私は率直に言つて見出しがちいのではないかと、かように考えておるような次第でござります。

また、後倒しの問題でございますが、五十五年度の國の公共事業等の施行については現在関係省庁で検討中と聞いておりますので、こういった国の方針を決定いたしたいと、かように考えております。

また、後倒しの問題でございますが、五十五年

度の國の公共事業等の施行については現在関係省庁で検討中と聞いておりますので、こういった国の方針を決定いたしたいと、かように考えております。

しかし、先行きこの改善計画が全般的に進められていく過程の中で地方団体に相当な財政負担が生ずる、ことに児童生徒急増市町村等においては用地費の問題をめぐつてなかなか困難な事態も予想せられると思いますが、そういった際には私どもとしても当然財源対策を考究していく必要があると、かように考えておるわけでございます。

次に、単独事業が公共事業の肩がわりをしてい

るじやないか、また、公共事業が後倒しになる場合、単独事業や地方債は一体どうするのかと、こういう御意見でございますが、地方単独事業の重要性ということを考えまして、地方の自主性と自立性、これに基づく生活関連施設等の整備が行われるように昭和五十五年度の地方財政計画で所要の規模を確保したつもりでございまして、決して政策措置を講ずべきではないのかと、こういう御質疑でございますが、この改善計画の実施に当たりましては、地方公共団体にかなりの財政負担が生じるということが予想されるのでござりますが、昭和五十五年度につきましてはすでに私どもとしては財源措置を講じておるのでございまして、また、ここ数年間、三年間程度は、児童の減少市町村で校舎等の新增設を必要としないという市町村から実施をする、こうしたことになっておりますので、地方財政の現況から見ますと、この事業は容易ではないと思いますけれども、当面は現行の財政制度の中で対応できると、かように考えております。

次に、特交を地方団体のペナルティーに使うのは、交付税制度に反し、自治省として越権行為じゃないのかと、こういうお話でございますが、国の支給率を上回つて支給せられた期末・勤勉手当、あるいは実質的にこれに相当するものについて、従来から特別交付税の算定上減額対象といったことは、支給団体にそれだけの財政的余裕があると考えられるから地方交付税法の規定に基づいて行っているものでございます。

この減額措置は、本来、制裁的なものではなくて、地方公共団体相互の実質的公平を図るという

見地から行っているのでございまして、全地方団体の共有の財源であり、財源の調整を目的としておる交付税制度の趣旨に沿っておるのでないのかと、私どもとしてはかように考えておるのでござります。

## 官 報 (外) 号

最後に、寒冷地における固定資産税評価特例の二五%，これの制限を拡大したらどうかと、こういうことございますが、積雪寒冷地域に所在する家屋等については、他の地域に所在するものと比べて特殊な構造のものもございます。また、現実に損耗の程度も大きいと、こういうようなことが、私どもは、実態に即しておるのはないか、決して少ないものではなかろうと、こういったことで現行の減価率は適正に配慮されておるものと考えておりますので、これをさらに引き上げるということは現在のところは考えていないと、こういふことがあります。(拍手)

### 〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず私に対する第一の御質問は、類似補助金の地方一般財源化の問題であります。

すでに経理からもかなり詳しくお答えがございましたが、補助金等につきましては、地方自治体の行政の効率化に資するため、従来から事務手続の簡素化、合理化に努めますほか、類似補助金の統合・メニュー化を進めてまいりておるところで

あります。

しかし、各種の施設に対する助成など類似の補助金は、これを廃止して地方の一般財源にするという考え方につきましては、一つの意見としてたびたび検討もいたしました。それぞれ目的を持つて特定の施策を実現するという補助金制度の意義を否定することになるということもござりますので、にわかにこれに賛成しかねるところであります。ただ、予算審議等におきまして、四党から、

補助金問題についてはただいまのような趣旨を踏まえながらサマーレビューをやってなお努力すべきであるという意見も付されておりますので、その線に沿って引き続き誠意をもって検討いたしたいと考えております。

次が四十人学級の問題であります。自治大臣からお答えがございました。

第五次学級編制及び教職員定数改善計画につきましては、厳しい財政事情との調整を図りながら、計画期間を十二年として五十五年度より発足させることといたしております。

次に、住民税の税額控除方式の検討の問題であります。御案内のことく、税額控除方式の導入につきましては、昭和五十二年度の税制改正に関する答申においては、昭和五十二年十月の答申にも出されておりました。これに伴いまして、五十五年度一般会計予算におきましては、教職員定数の改善増一千七百五十六人に係る給与費の国庫負担金を義務教育費国庫負担金等に計上いたしますほか、地方財政計画におきましても所要の財源措置を講じておりますので、改善計画の実施に支障は生じないものと考えております。

そして、最後に、いわゆる雪の税制の問題であります。

### 〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず私に対する第一の御質問は、類似補助金の地方一般財源化の問題であります。

しかしながら、その後の税制調査会で重ねて論議が行われまして、そうしてその中間答申、今後年の年分の合計所得金額の一〇%、この水準は、火災、風水害等種々の損失を通じてどの程度以上の足りぬべきかという問題であります。そこで、まずこの水準は、地方政府の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

先月の卸売物価は前月比二・六%、年率にして

確的部分として控除し、その残額を課税所得として、これに累進構造を持つ税率を適用することに

より累進的な負担を求める所得控除方式が最も簡明適切であり、これを変更する必要は認められないとされたことが今日に至つておる経過であります。

次が特別控除制度の創設でございますが、いわゆる豪雪地帯など地理的な特殊性からくる生計費の増加や物価差など地域的な生計費の増加に対処するため特別控除を創設する等税制上配慮することは、これまでの税制調査会の答申でもしばしば指摘されておりますように、個別的な事情を税制上しんしゃくするにはおのずから限界がある、このようだ五十二年十月の答申にも出されておるわけでござりますけれども、今国会等の論議を通じまして、その論議の内容、経過等を正確にいま一度税制調査会に報告をいたしまして、引き続き検討をお願いするようだといふ形のことで現在考慮いたしておるところであります。

以上でお答えいたしました。

○議長(安井謙君) 矢原秀男君。

〔矢原秀男君登壇 拍手〕

○矢原秀男君 私は、公明党を代表して、たゞいま御説明のありました昭和五十五年度地方財政計画及び地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

三六・一%と異常な上昇を示しております。本日政府は第三次総合物価対策を決定すると聞いておりますが、その内容の大要と一つ一つについてどれだけの効果があると考えているのか、さらには今回の対策がアメリカの総合インフレ対策と関連して円相場の安定にどれだけの効果を持つとお考えなのか、伺いたい。

また、公共料金の厳正な取り扱いをうたつて、賃、タクシ、郵便料金、NHK受信料、たばこ、ビルと、今後予定されている一連の値上げに対し、国民は暮らしに大きな不安を抱いている。こうした国民の不安な声に対し総理はどうぞたえるのか、お伺いをしたい。

今回提出された地方財政計画を見ても、こうした国民の暮らしに対する不安は何ら解消されるところか、かえってより一層大きくなっている。たとえば、公立高等学校授業料は現行より一六・七%も引き上げられ、月額五千六百円が地方交付税の算定基準となつており、この結果、今まで三千二百円に据え置かれていた神奈川県では五千円に、福岡県でも四千八百円にと値上げを余儀なくされている。同様に、公立幼稚園保育料についても、月額三千六百円にと、これは実に二〇%も引き上げられております。まさに政府主導によつて値上げが行わると言つても過言ではない。負担を強いられる父兄の反発に対しても政府はどのように説明するのか、納得のいくお答えをいただきたい。

た  
い

国民に負担を強いるやり方は、今回の地方税法の改正案も同様であります。今回の改正案によれば、個人住民税均等割は、道府県民税が三百円から五百円に、市町村民税が七百円から一千円にと引き上げられることになつております。税目別に伸び率を見ると、個人住民税均等割の伸びは、道府県民税で六一・二%、市町村民税で二四・六%と、国民に重い負担を課するものであることを示しており、このことは法人税の二%の引き上げ案が財界の強い反対に遭つていとも簡単に引っ込められたことと考えあわせますと、取りやすいところから取る、国民の暮らしの犠牲の上に財政再建をなし得ようという政府の意図は明確であると思ふ。

う。これに対する政府は一体どのように弁明されるのか、伺いたい。

なお、市町村民税所得割についても、政府はその課税最低限を百五十八万四千円に引き上げたと宣伝しておりますが、所得税の課税最低限二百一万五千円との間にはなお四十三万一千円の差があり、低所得層にとっては地方税の負担がそれだけ重いというものになっており、こうしたことの解消にこそ政府は熱意を示すべきではないのか、伺いたい。

さて、言うまでもなく、今日の地方財政は、昭和五十年度以降毎年膨大な財源不足を生じております。これを補てんするために交付税特別会計の借り入れは現在まで八兆九百九十一億円もに達

し、さらに財源対策債の七兆三千六百六十二億円

と合わせると、何と地方の借金総額は十五兆四千六百七十三億円にも上る文字どおりの借金財政となつてゐるのであります。

このような恒常的な地方財政の財源不足に対し、私ども公明党は、国民に負担を課すといった安易に国民にツケを回すことではない、国と地方を通ずる税財政制度の全般的な見直しを行い、根本的な地方財政対策を講じて健全化を図るべきであると指摘してまいりました。ところが、政府の五十五年度の地方財政対策は、これまで同様安易で、しかも急場しのぎにすぎないものであります。

一体、昭和五十五年度を財政重建の元年にした

いと政府がみずから言われるにふさわしい新たな地方財政対策は何であったのでしょうか。さらに、今後原油価格の値上げなどによる景気の動向が懸念される現在、どのような考えて地方財政再建に取り組もうとされるのか、まだこれ以上国民に負担増を求めようとされるのかどうか、明快な答弁を願いたいのであります。

次に、政府の安易な地方財政対策を端的に示すものとして地方交付税率が挙げられます。五十五年度の地方交付税総額は、借入金等の特例措置を入れてようやく八兆七百七十五億円が確保されたものの、この額は対前年度比でわずか5%の増と史上二番目の低い伸びにとどまり、しかも交付税総額が国税三税に占める実質的な割合は、五十三

年度四二%、五十四年度四七%、五十五年度四

〇%と、現行三三%をはるかに上回っていることからしても、法律の趣旨に沿って速やかにこの地方交付税率を少なくとも四〇%に引き上げ、地方の要望にこたえるべきである。この交付税率の改正が今日までいまだ手をつけられずに放置された理由は一体どのようなことなのか、また、今後どのような状況になればこの改正が行われるのか、明確にお答えをいただきたい。

ところで、この交付税率の引き上げが放置されてきた結果、その穴埋めに増発された地方債総額は、五十五年度末で実に総額二十八兆九千億円にも上ることが見込まれ、この償還財源は膨大な負担となに達し、今後の地方財政運営上の大変な負担とな

方財政にしづ寄せをすることなくこの償還を可能にする方途を示す責任があると考えるが、伺いたい。

であり、その柱として国庫補助負担制度の改善は大きな意義を有するものであります。ところが、五十五年度の補助金総額は新規増加などで今年度よりも実に九千六百六十九億円も増加しており、行政改革のかけ声とは全くうらはらの実態であり、国民が納得できるような政府の熱意はあるで見られないのです。

産・工特地域における都市づくりをどう方向づけるのか、同法の延長の意思を含め、政府の基本的な姿勢をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

今日の物価騰貴の最大の要因は海外にあるわはずでございまして、石油だけをとつてみましても、去年の価格の倍増によりまして二百五十億ドルに上る外貨を産油国に支払わなければならぬといふことでござります。これは国民一人頭に対しまして七万円の負担に相当するわけござります。

まして徹底した歳出の節減合理化を図ることが第一の問題だと考えておりますけれども、その中にありますても、地方税、地方交付税等の一般財源の充実には極力努力しなければならぬと考えております。今後、税制調査会、制度調査会等の御意見も承りながら、その具体的な政策を進めまいりたいと存じております。

補助金制度試案についてどう考えられるのか、伺いたい。

貴社の特許要件、これにてお仕事お仕事  
原油等海外資源の価格の上昇、為替相場の下落等  
で上げ足を早めておりますことは御指摘のとおり  
でございます。消費者物価はこれまで一応安定して  
おります。

でございます。これは政府が国民に負担をかけたものではなくて、海外からこういう圧力が加わっておるものとのようにして公正に国民に負担

てどうなことは国民の犠牲で財政の再建を図るものではないかというような意味の御指摘でございました。

助金等のような一般財源化を図るべきもの、二、施設整備補助と設備整備補助等のような統合・メニュー化を図るべきもの、三、農山漁村の集会施設のような総合化を図るべきものなど、これらの施策の実現に対する政府の方針を伺いたい。

最後に、来年度で期限切れとなる新産業都市・工業整備特別地域に対する財政援助法の延長について伺います。

てまいりましたけれども、一部野菜価格の高騰、また、卸売物価が今後消費者物価に波及していくおそれがある上に、最近予定しております公せん料金の改定等がありますので、今後の物価動向には一層警戒を強める必要があると認識をいたしております。

これに対しまして、政府は、本日、財政金融政策の適切な運営、便乗値上げの防止のための調査、監視の強化等を中心とした総合的取

ていただきかという側面が今日の物価現象にはあると考へておるわけでござります。

われわれは、これに対しまして、生産性の向上、経営努力等によりまして、できるだけ国民に対する犠牲を軽減するよう最大限の努力をいたすのでございますが、それによつてもなお不可避的な部分につきましては公正に御負担をいただき、いう方針で国民に理解を求めてまいらなければならぬと思ひます。そういう考え方を基調としていたしま

法人税の引き上げを見送りましたのは、ことし  
大きいに歳出規模を圧縮いたしましたことと、租税  
特別措置、それから退職給与引当金等の見直しに  
よりまして増収を確保いたしまして、税率を改定  
することは差し控えたことによるものでございま  
す。住民税の方は、最近における国民生活水準の  
推移等を勘案いたしまして、低所得者層の税負担  
について配慮を加える必要があると考えて課税最  
低限を適切に引き上げたわけですが、これ

備状況をどのように評価しているのか。

制度が十五年を迎える現在、政府はこれまでの整備強化等の新たな課題が起こっており、他の地域においても同様の状況に置かれております。この制度が十五年を迎える現在、政府はこれまでの整備強化等の新たな課題が起こっており、他の地域においても同様の状況に置かれております。この

政策を決めて発表する予定にいたしております。今後各般の物価政策を積極的に機動的に展開いたしまして、五十五年度の消費者物価の目標六・四%は何としても守り抜かねばならないと決意をいたしておりますところでございます。

第二は、公共料金の値上げ、物価の値上がりで国民は生活に不安を感じておるが、政府はこれに対してもどのように説明をするのかという意味で

して総合物価政策を構想いたしたわけでございません。それから地方財政再建に対する取り組み方に、お尋ねでございました。

財政の再建は、ひとり地方ばかりじゃございません。せんべつ、中央・地方を通じての共通の緊急の課題になつておりますことは、矢原さんも御承知の、おりでござります。したがつて、国・地方を通じて、

に伴う減収に対応するために市町村民税の所得割の税率適用区分等に必要最小限度の調整を加えることとしたものでございまして、全体としては負担の増をお願いしているわけではないことを御理解いただきたいと思います。

最後に、補助金の問題でございます。

補助金につきましては、これは申すまでもなく特定の政策目的、福祉、文教等に重点を置いて推

進いたしておりまする今日の政策を反映いたしました。確かに補助金予算そのものは全体として増加いたしておりますことは御指摘のとおりでござります。けれども、行政費の節減をねらいといったしました補助金につきましてはこれまでにかつてないだけの斧鉄を加えまして、千六百六十七億円の削減を実現いたしておりますことは、矢原さん御承知のとおりでございます。

あなたの言われる総合補助制度というものは、

補助金の政策目的の点から考えましても、中央・地方の事務の配分の点から考えましても、それとの関連におきまして十分検討の要がございますので、いまにわたくしにこの採用について賛意を表するわけにはまいりませんけれども、補助金の整理合理化自身につきましては今後とも統合・メニュー化等を極力進めまして、その整理合理化を引き続き進めてまいり所存であります。(拍手)

○國務大臣(後藤田正晴君) 私に対する御質疑の

第一は、授業料等の引き上げを指導しておるようだが、どう一体これを説明するのかと、こういう御質疑でございましたが、五十五年度の地方財政計画におきましては、国立学校の授業料などの引き上げが行われるということや、私立学校等の授業料との均衡を勘案いたしまして、受益者に適正な負担を求めるという趣旨から公立高等学校等の授業料についても引き上げ措置を講ずることとし、地方交付税の算定におきましても引き上げ措置を

前提とした財源措置を講じておるのでござりますが、これは地方交付税の性格からして当然のことであり、同時にまた、具体的な授業料等の改定は地方団体として自主的に判断をして行わるべき筋合いのものであろうと、かように考えておりまします。したがって、地方団体みずからがそれぞれの議会に諸つてそれぞれの立場で条例によって適正に処理されるものであるうと、私はかように考えておるわけでございます。

第二番目の御質疑は、住民税の引き上げの理由は何か、国民の負担増で財政再建を行うのではなくいか、こういう御質疑でございましたが、この点については、ただいま總理からお答えを申し上げたのと全く同じ私の回答でございます。

第三番目は、住民税課税最低限と所得税のそれとの格差があるが、これは解消したらどうか、こういう御意見でございます。御案内のように、住民税の課税最低限は、地域社会の経費については住民がその能力に応じながら幅広くその負担を分任する、こういう住民税の基本的な性格があるようになります。他方、所得税でございますが、所得税は所得の再分配という機能が重視せられておる税であります。そういうような税のたてまえがございますので、必ずしも一致しなければならないというふうには考えられないのではないかと、かように思うわけでございます。

その次は、五十五年度を財政再建元年と言ふことに仕事ができるような一般財源の充実を図り、同時にまた、財政の硬直化を避けるために起債、これと財源対策債、こういったものは逐次減少をしていく、こういう方向で全力を挙げて取り組んでいきたい、かように考えております。

その次は、交付税率を四〇%に引き上げるべきだと思うが、このままになっておる理由は何か、どのような状況になつたら一体交付税率を引き上げるのか、こういう御質疑でございますが、現在巨額の特例公債に依存しております国財政状況、また経済情勢も刻々に変化が激しい、こうい

うような状況のもとで恒久的な交付税率に手をつけるということは私は実際問題として困難である、かように考えております。やはりこの問題は、今後国・地方を通ずる全般的な税財政制度の見直し等の機会をとらえて、そのときに、その一環として交付税率のあり方にについて地方制度調査会等の御意見も踏まえて十分検討していくべき課題であろう、かように存じておるわけでございます。

その次は、地方債償還計画を示せ、この場合、地方財政にしわ寄せを生じないようにする用意はあるのか、こういう御質疑でございますが、地方債の償還については、従来から毎年度の地方財政計画の策定に際して所要の償還費を計上いたしますことについては、私は、やはり同じような考え方つまり、歳出面はできるだけ抑制をする、そして歳入面についてはできる限り地方が自由潤達に仕事ができるような一般財源の充実を図り、同時にまた、財政の硬直化を避けるために起債、これと財源対策債、こういったものは逐次減少をしていく、こういう方向で全力を挙げて取り組んでいきたい、かように考えております。

その次は、交付税率を四〇%に引き上げるべきだと思うが、このままになっておる理由は何か、いつた同じような措置を講じていくように努力する所存でございます。

その次は、総合起債制度を導入したらどうかと、こういうことでござりますが、地方債については、事業の種類によつてはその元利償還金を地方交付税で措置する、こうしたことになつておるものもござりまするので、すべての地方債を全般的に総合化するということは困難であろう、

かように考えますけれども、地方団体ができるだけ主体的に事業の選択を行い得るようにすること必要であると考えております。

そこで、地域総合整備事業債等の運用に当たっては、具体的な事業の取扱選択を地方団体の自主性にゆだねるということにしておるほか、それ以外の単独の事業債につきましても、起債の配分は枠で示して、そして事業の選択は地方団体に任せることで示しておる。こういう方式を現在拡大してきておるのでござります。今後ともできるだけ地方団体が自主的に、主体的に事業を選択することができるよう配意をしてまいりたい、かように考えております。

最後に、新産・工特財政特例措置法は延長するのか、こういう問題でございますが、これは国土庁で検討でございまして、その結果を踏まえて地方団体としてはこれに対応する措置を研究してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

以上でお答えといたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

最初のお尋ねは、諸般の対策と円相場の安定についてという御質問であります。

現在の円相場はやや円安に過ぎるのではないが、このように考えております。去る三月二日に円相場安定策を講じましたところであります。われわれいたしましては、その効果が着実に浸

透していくことを期待しつつ、慎重に円相場の推移を見守っております。

最近の物価情勢を見ますと、卸売物価のみならず消費者物価もかなりの速度で上昇いたしております。今後の国内経済動向によつてはさらに加速することも懸念される状況にあります。このような物価情勢にかんがみまして、日本銀行は昨日公定歩合の引き上げを決定されたところであります。が、政府としても、現在、財政金融政策の適切な運営、便乗値上げ防止のための調査、監視等を基本とした総合的物価対策を経済企画庁を中心に準備でござります。これらの措置は、物価上昇の抑制に十分な効果を上げるとともに、為替相場の安定にも資するものであると心から期待いたしておりますところであります。

ただ、昨年十二月二十九日、行政改革計画の一環として決定されました補助金等整理合理化計画、これの趣旨を踏まえ、そして予算審議の段階で四党よりサマーリビューで対応しろという意見がございました。それを踏まえまして、補助金等の統合・ミニニ化等を引き続き推進してまいります。

そういう対策が一体どういう効果を上げるか、こういう御指摘でございますが、いま大蔵大臣からもお話がありましたような財政金融政策の引き締め基調をさらに強化していただきような考え方、これによりましてインフレムードを鎮静化するとともに、後で申し上げるような便乗値上げを排除するという消極的な態度だけではなくて、生産性の向上によって御指摘のような海外からくるコストアップ要因をできる限り吸収してほしい、これが第一点でござります。

そして、さらだ、個別物資につきましては、きめ細かな需給の調整、そして便乗値上げに対する

ですが、国の特定の施策を実現するための補助金というものは手段でありまして、総合補助金制度の考え方行政目的を異にする補助金等を全般的に総合いたしまして地方公共団体に交付するというものであるとすれば、補助金制度の趣旨から見て問題があると言わざるを得ません。

補助金の統合・ミニニ化につきましては、地方公共団体の自主性の尊重、資金の効率的使用及び事務の簡素化等の見地から従来から積極的に努力してまいりたところであります。補助対象たる事務、事業が整理されないままに、その財源を地方一般財源に移すということには、これまでにわかれ、このうちでも、電灯とガス、これが消費者物価に直結いたしております。電力の方はやや間接的になりますが、これまた重要なファクターであることは申しますが、得ません。

そこで、これらを極力抑える、こういったことを前提にいたしまして、この改定案の審議とともに、そういう重要な局面でございますので、從来もやってまいりました総合物価対策をさらに強化する、これが本日の物価関係閣僚会議の主題でございます。

そういう対策が一体どういう効果を上げるか、こういう御指摘でございますが、いま大蔵大臣からもお話がありましたような財政金融政策の引き締め基調をさらに強化していただきような考え方、これによりましてインフレムードを鎮静化するとともに、後で申し上げるような便乗値上げを排除するという消極的な態度だけではなくて、生産性の向上によって御指摘のような海外からくるコストアップ要因をできる限り吸収してほしい、これが第一点でござります。

そして、さらだ、個別物資につきましては、きめ細かな需給の調整、そして便乗値上げに対する

る、これがわれわれの物価政策の眼目でございまが、これによりまして、当面五十四年度四・七%、さらに来年度六・四%の政府見通しをぜひとも達成いたしたい、こういううねらいから、いま懸案の電灯、電力及びガスの料金、これについて最終的な詰めが行われておるわけでござります。

が、このうちでも、電灯とガス、これが消費者物価に直結いたしております。電力の方はやや間接的になりますが、これまた重要なファクターであることは申しますが、得ません。

申しますが、

厳しい調査、監視を続けましてこれを排除していく、こういうことをやるわけでございますが、別途日本銀行が史上最高の公定歩合を実施することに踏み切られ、これがさらにインフレムードの鎮静と円レート低下への歯どめというふうなことで、私どもとしては物価対策に万遍漏なきを期していく、こういうことで先ほど申し上げた目標を達成したいと考えておるわけでござります。

る等幾つかの課題を残していることは事実であります。  
そこで、この現況を踏まえて今後どうしていくのかということですが、現行計画の期限が切れる御指摘の昭和五十六年度以降の措置につきまして現在検討中でございますが、地方における雇用の場の確保のためにも、新産業都市及び工業整備特別地域の整備をさらに進めてまいります。

さあ、発議者の趣旨説明を求めます。中山太郎君。

昭和五十五年度までの旧計画中は一応順調に伸びてまいりましたが、その後は不況の影響もあって全般的に伸び悩んでおります。また、人口についても、全般的に全国に対する比率は次第に高まりつつござりますが、目標の達成には至っておりません。

総じて言えば、新産業都市及び工業整備特別地域の建設整備により国土の均衡ある開発発展に大きく貢献してまいりましたが、その後の社会経済情勢の変化もあり、関連産業の立地がおくれてい

○議長(安井謙君) この際、お諮りいたします。  
中山太郎君外七名発議に係るアフガニスタンから  
のソ連軍の撤退等を要求する決議案及び北方領  
土問題の解決促進に関する決議案は、いずれも發  
議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追  
加して一括して議題とすることに賛成の諸君の起  
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、  
両案を議題といたします。

答えていたますが、私に対する御質疑は、新産業都市・工業整備特別地域の現在の状況をどう評価しているのかということが前段でございまして、率直に申し上げまして、新産業都市及び工業整備特別地域における施設の整備という点は、おおむ

摘のように前向きでの問題は検討してまいりたいと考えております。

○議長(安井謙君) この際、お詣りいたします。  
中山太郎君外七名発議に係るアフガニスタンから  
のソ連軍の撤退等を要求する決議案及び北方領  
土問題の解決促進に関する決議案は、いずれも発  
議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追  
加して一括して議題とすることに賛成の諸君の起  
立を求めます。

木村 隆男  
久次米健太郎  
熊谷 太三郎  
源田 実  
古賀雷四郎  
郡 祐一  
斎藤 十朗  
坂元 親男  
塙見 俊二  
下条進一郎  
菅野 儀作  
鈴木 省吾  
田代由紀男  
高橋 圭三  
竹内 潔  
塙田十一郎  
徳永 正利  
中西 一郎  
中村 太郎  
永野 嚴雄  
成相 善十  
秦野 章  
鳩山威一郎  
林 造  
福島 桂垣徳太郎  
藤井 丙午  
藤田 正明  
熊谷 弘  
小林 国司  
後藤 正夫  
佐々木 滉  
坂野 重信  
志村 愛子  
鷺崎 均  
新谷寅三郎  
鈴木 正一  
世耕 政隆  
田原 武雄  
高橋 誠富  
寺下 岩藏  
内藤誉三郎  
中村 啓一  
中村 複二  
西村 尚治  
鍋島 直紹  
初村滝一郎  
林 寛子  
原 文兵衛  
藤井 裕久  
福岡日出磨  
藤川 一秋  
二木 謙吾

降矢 敬義	細川 譲熙	堀江 正夫	宮之原貞光	松本 英一	丸谷 金保	青島 幸男	市川 房枝
真鍋 賢二	増岡 康治	前田 真男	村田 秀三	村沢 牧	山田 勇	喜屋武眞榮	下村 泰
町村 金五	三浦 八水	増田 盛	森下 昭司	野末 陳平	森田 重郎	楠沢 弘治	高平 公友
最上 進	八木 一郎	吉田 重貞	吉田 昇	吉田 憲一	吉田忠三郎	吉田忠三郎	片岡 勝治
阿具根 登	山崎 竜男	山内 隆明	山崎 昇	和泉 照雄	太田 淳夫	太田 淳夫	藤井 恒男
赤桐 操	山本 富雄	吉田 実	吉田 良一	上林繁次郎	白木 義一郎	白木 義一郎	梶木 又三
穂山 篤	大塚 大塚	安田 隆明	安恒 良一	桑名 義治	田代富士男	田代富士男	野呂田芳成
小野 明	加瀬 完	森下 泰	吉田 正雄	中尾 辰義	馬場 富	馬場 富	片岡 勝治
川村 清一	栗原 俊夫	吉田 輝	阿部 憲一	藤原 房雄	峯山 昭範	峯山 昭範	佐藤 順三
小山 一平	久保 亘	赤桐 操	和泉 照雄	中尾 辰義	馬場 富	馬場 富	高木 又三
栗原 俊夫	勝又 武一	穂山 篤	太田 淳夫	大塚 大塚	加瀬 完	加瀬 完	河本嘉久成
佐藤 三吾	久保 亘	小柳 勇	上林繁次郎	大森 昭	柏谷 照美	柏谷 照美	北 修二
志苦 裕	勝又 武一	矢追 秀彦	上林繁次郎	大木 正吾	大木 正吾	大木 正吾	佐藤 順三
田中寿美子	久保 亘	渡部 通子	大木 正吾	鈴木 一弘	大森 昭	大森 昭	高木 又三
竹田 四郎	坂倉 藤吉	柄谷 道一	大木 正吾	多田 省吾	大森 昭	大森 昭	佐藤 順三
高杉 延忠	瀬谷 英行	矢追 秀彦	大木 正吾	三木 忠雄	大木 正吾	大木 正吾	高木 又三
対馬 孝且	寺田 熊雄	渡部 通子	大木 正吾	宮崎 正義	大木 正吾	大木 正吾	河本嘉久成
戸叶 哲	野口 忠夫	柄谷 道一	大木 正吾	矢原 秀男	大木 正吾	大木 正吾	北 修二
広田 幸一	浜本 万三	木島 則夫	大木 正吾	井上 計	木村 龍男	木村 龍男	佐藤 順三
松前 達郎	田淵 哲也	三治 重信	木島 則夫	木島 則夫	久次米健太郎	久次米健太郎	高木 又三
前島英三郎	有田 一寿	中村 利次	木島 則夫	源田 実	源田 実	源田 実	佐藤 順三
田 英夫	江田 五月	柳澤 錬造	木島 則夫	古賀雷四郎	古賀雷四郎	古賀雷四郎	佐藤 順三
雅也	秦 豊	右決議する。	木島 則夫	郡 務一	郡 務一	郡 務一	坂野 重信

北方領土問題の解決促進に関する決議案  
右の議案を発議する。

昭和五十五年三月十八日

斎藤 十朗	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	中山 太郎	梶木 又三	野呂田芳成	片岡 勝治	藤井 恒男
郡 務一	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	高木 公友				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	稻嶺 一郎				
坂野 重信	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	遠藤 政夫				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	上原 正吉				
高木 又三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	江藤 智				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	植木 光教				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	衛藤征士郎	衛藤征士郎	衛藤征士郎	衛藤征士郎	衛藤征士郎
高木 又三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	小澤 太郎				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	大島 友治				
高木 又三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	大谷謙之助	大谷謙之助	大谷謙之助	大谷謙之助	大谷謙之助
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	加藤 武徳				
高木 又三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	金井 元彦				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	上條 勝久				
高木 又三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	亀井 久興				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	河本嘉久成	河本嘉久成	河本嘉久成	河本嘉久成	河本嘉久成
高木 又三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	北 修二				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	楠 正俊				
高木 又三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	熊谷 弘				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	小林 国司				
高木 又三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	後藤 正夫				
佐藤 順三	北方領土問題の解決促進に関する決議案	発議者	佐々木 満				

坂元 親男	志村 愛子	八木 一郎	安田 隆明	阿部 繁一	相沢 武彦
塙見 慶二	鳴崎 均	山崎 龍男	山内 一郎	和泉 照雄	内田 善利
下条進一郎	新谷寅三郎	山本 富雄	吉田 実	太田 淳夫	柏原 ヤス
菅野 儀作	鈴木 正一	高橋 誠富	青木 薫次	上林繁次郎	桑名 義治
鈴木 省吾	世耕 政隆	玉置 和郎	茜ヶ久保重光	塙出 啓典	塙出 啓典
田代由紀男	田原 武雄	寺下 岩藏	案納 勝	白木義一郎	白木義一郎
高橋 圭三	高橋 誠富	内藤晉三郎	大木 正吾	田代富士男	田代富士男
竹内 潔	玉置 和郎	中村 啓一	大森 昭	鈴木 義一郎	鈴木 義一郎
塙田十一郎	寺下 岩藏	中村 啓一	大塚 喬	馬場 富	馬場 富
徳永 正利	内藤晉三郎	中村 啓一	赤桐 操	久保 亘	久保 亘
中西 一郎	片山 基市	川村 清一	大塚 喬	勝又 武一	勝又 武一
中村 太郎	川村 清一	栗原 俊夫	久保 亘	久保 亘	久保 亘
永野 嚴雄	西村 尚治	小山 一平	久保 亘	久保 亘	久保 亘
成相 善十	西村 尚治	坂倉 藤吾	久保 亘	久保 亘	久保 亘
秦野 章	栗原 俊夫	栗原 俊夫	久保 亘	久保 亘	久保 亘
鳩山威一郎	初村滝一郎	小山 一平	久保 亘	久保 亘	久保 亘
林 達	鍋島 直経	佐藤 三吾	久保 亘	久保 亘	久保 亘
桧垣徳太郎	西村 尚治	志苦 裕	久保 亘	久保 亘	久保 亘
福島 茂夫	西村 尚治	田中寿美子	久保 亘	久保 亘	久保 亘
藤井 丙午	西村 尚治	田中寿美子	久保 亘	久保 亘	久保 亘
藤田 正明	西村 尚治	竹田 四郎	久保 亘	久保 亘	久保 亘
藤田 降矢 敬義	西村 尚治	寺田 熊雄	久保 亘	久保 亘	久保 亘
降矢 敬雄	西村 尚治	浜本 万三	久保 亘	久保 亘	久保 亘
前田 謙吾	西村 尚治	寺田 熊雄	久保 亘	久保 亘	久保 亘
前田 謙吾	西村 尚治	浜本 万三	久保 亘	久保 亘	久保 亘
森下 泰	西村 尚治	浜本 万三	久保 亘	久保 亘	久保 亘
宮田 勝	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
丸茂 重貞	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
増田 盛	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
町村 金五	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
増岡 康治	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
細川 譲熙	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
真鍋 賢二	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
最上 進	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
森下 泰	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
宮田 勝	西村 尚治	久保 亘	久保 亘	久保 亘	久保 亘
吉田 正雄					
吉田 山崎 昇	吉田 正雄				
和田 静夫					
吉田 安恒 良一					
森下 昭司					
矢田部 理					
日高今朝次郎	日高今朝次郎	日高今朝次郎	日高今朝次郎	日高今朝次郎	日高今朝次郎
参議院議長 安井 謙殿					
野末 陳平					
山田 勇					
喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮
前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎
青島 幸男					
市川 房枝					
円山 雅也					
秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊
江田 五月					
柳澤 錬造					
中村 利次					
木島 則夫					
三治 重信					
栗林 卓司					
田渕 哲也					
向井 長年					
有田 一寿					
田 英夫					
藤井 丙午					
藤田 二木					
藤田 降矢 敬雄					
藤田 降矢 敬雄					
松木 英一					
宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光
村田 秀三					
野末 陳平					
山田 勇					
喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮
前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎
青島 幸男					
市川 房枝					
円山 雅也					
秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊
江田 五月					
柳澤 錬造					
中村 利次					
木島 則夫					
向井 長年					
有田 一寿					
田 英夫					
藤井 丙午					
藤田 二木					
藤田 降矢 敬雄					
藤田 降矢 敬雄					
松木 英一					
宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光
村田 秀三					
野末 陳平					
山田 勇					
喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮
前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎
青島 幸男					
市川 房枝					
円山 雅也					
秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊
江田 五月					
柳澤 錬造					
中村 利次					
木島 則夫					
向井 長年					
有田 一寿					
田 英夫					
藤井 丙午					
藤田 二木					
藤田 降矢 敬雄					
藤田 降矢 敬雄					
松木 英一					
宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光
村田 秀三					
野末 陳平					
山田 勇					
喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮
前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎
青島 幸男					
市川 房枝					
円山 雅也					
秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊
江田 五月					
柳澤 錬造					
中村 利次					
木島 則夫					
向井 長年					
有田 一寿					
田 英夫					
藤井 丙午					
藤田 二木					
藤田 降矢 敬雄					
藤田 降矢 敬雄					
松木 英一					
宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光
村田 秀三					
野末 陳平					
山田 勇					
喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮
前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎
青島 幸男					
市川 房枝					
円山 雅也					
秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊	秦 豊
江田 五月					
柳澤 錬造					
中村 利次					
木島 則夫					
向井 長年					
有田 一寿					
田 英夫					
藤井 丙午					
藤田 二木					
藤田 降矢 敬雄					
藤田 降矢 敬雄					
松木 英一					
宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光	宮之原貞光
村田 秀三					
野末 陳平					
山田 勇					
喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮	喜屋武真榮
前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎	前島英三郎
青島 幸男					

を尊重することは、国連憲章の基本精神であり、国際正義と秩序を維持する上で必要不可欠の大原則である。

このたびのソ連軍のアフガニスタンに対する武力介入は、この原則にてらし許し難き行為であり世界の平和と安全を脅かす暴挙である。

自らの政府の形態を選択することは、それぞれの国民固有の自主的権利であり、いかなる国もアフガニスタンに対し干渉介入すべきでないとした国連緊急総会の決議を支持するものである。

よつて政府は、ソ連政府に対し、ソ連軍のアフガニスタンからの即時、無条件、全面撤退を要求するとともに、国連決議の趣旨をふまえ世界の平和維持のため引き続き最善の努力をすべきである。

右決議する。

以上であります。

ソ連軍のアフガニスタンに対する武力介入は、すべての国の主権、領土保全及び政治的独立の尊重という国連憲章の基本精神に照らし、許しがたい行為であります。

よつて、私どもは、いかなる國もアフガニスタンに対し干渉介入すべきでないとした去る一月十四日の国連緊急総会の決議を支持し、政府が、ソ連政府に対しソ連軍の撤退を要求するとともに、国連決議の趣旨を踏まえ世界の平和維持のため最大の努力を払うべきであるとの見地から、本決議

案を提案いたした次第であります。

次に、北方領土問題の解決促進に関する決議案について申し上げます。

案文を朗読いたします。

#### 北方領土問題の解決促進に関する決議案

本院は、第八十七回国会において、北方領土問題の解決促進に関する決議を行つたが、事態は一向に改善を見ないばかりでなく、ソ連は、日本国民の総意を無視して、我が國固有の領土である国後、択捉両島における軍備強化を続け、さらに色丹島にも新たな軍事力の配備を行つた。

ソ連のかかる行動は、日ソ両国の平和友好関係の促進にとって誠に遺憾である。

よつて政府は、このような北方領土の平和的返還の障害となる全ての施設が速やかに撤去され、さらに、北方領土の返還、平和条約の締結により、日ソ間の安定的な平和友好関係を確立するよう努力すべきであるとの見地から、本決議案を提案した次第であります。

以上の両決議案に対しまして、何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

ただいまの両決議に対し、外務大臣から発言を求める旨がございました。大来外務大臣。

〔國務大臣大来佐武郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(大来佐武郎君) ただいまのアフガニスタン問題並びに北方領土問題に関する御決議に對しまして、所信を申し述べます。

政府といましましては、ただいま採択されまして、二件の御決議の趣旨を十分に体しまして、これら問題の解決のため引き続き最大限の努力を払つ

備いたしました。ソ連のかかる行動は、日ソ両国の平和友好関係の促進にとってまことに遺憾と存するものであります。

よつて、私どもは、政府が、このような北方領土の平和的返還の障害となるすべての施設が速やかに撤去されるよう重ねてソ連政府に対しても要求することとも、北方領土の返還、平和条約の締結に取り組み、日ソ間の安定的な平和友好関係を確立するよう努力すべきであるとの見地から、本決議案を提案した次第であります。

以上の両決議案に対しまして、何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) 以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長青井政美君。

#### 審査報告書

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月十八日

農林水産委員長 青井 政美  
參議院議長 安井 謙殿

農林水産委員長 青井 政美  
參議院議長 安井 謙殿

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業協同組合の合併を促進するため、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の認定期制の適用期間を昭和五十七年三月三十一日まで、復活、延長するとともに、合併経営計画の認定期を受けて合併した農業協同組

てまいり所存であります。(拍手)



(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)第六十三条第一項第四号において「昭和五十三年改正法」という。附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)と、同法第六十三条第一項第四号において「第六十六条第一項」とあるのは「第六十六条第一項(昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」と、同法第六十三条第一項第四号において「超える事業年度(当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)第六十三条第一項第四号において「昭和五十三年改正法」という。附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第十一号)第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年旧法」という。)」と、同法第六十三条第一項第一号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。)」と、同法第六十三条第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併(昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる昭和五十五年旧法第六十六条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法」を「昭和五十五年旧法」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第二十三条第十五項中「新法」を「昭和五十五年改正法による改正後の租税特別措置法」に改める。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

<p>4 農業協同組合が昭和五十五年改正法の施行の日前に前項の規定による改正前の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第十八条第六項の規定の適用を受けた場合における法人税については、な</p> <p>5 第三項の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第二十三条第十五項の規定は、昭和五十五年改正法の施行の日以後に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求める農業協同組合が、当該認定を受けて合併をする場合における当該合併により取得する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求める農業協同組合が、当該認定を受けて合併をした場合における当該合併により取得した不動産についての当該登記に係る登録免許税については、昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第八十一条の二第一項の規定の例による。</p> <p>(地方税法の一部改正)</p>
<p>6 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第九条に次の二項を加える。</p> <p>6 昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する被合併法人の清算所得については、第一項の規定の例による。</p>

<p>7 地方税法の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第九条第一項中「又は昭和五十五年法律第号」を「又は昭和五十三年法律第十一号」に改める。</p> <p>附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされ、若しくは昭和五十五年法律第号に改め、同条第六項を削る。</p>
<p>8 組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和六十年三月三十一日までに合併した場合における合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和六十年三月三十一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和六十年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が、附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十年三月三十一日までに合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合)」とする。</p> <p>9 組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十二年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十六年三月三十一日までに合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合)」とする。</p>

<p>漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。</p> <p>附則第七項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。</p> <p>附則第十七項中「昭和六十一年三月三十一日」に改める。</p> <p>9 組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十二年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十六年三月三十一日までに合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合)」とする。</p>
---



昭和五十五年三月六日 法務委員長 峯山 昭範

審査報告書（物価等対策特別委員会第一号）  
参議院議長 安井 謙殿意見書案  
物価値上げ抑制に関する請願（第七七七六号  
外六六件）

の居住の実情にかんがみ、これらの者について単身でも入居できることとするとともに、公営住宅建替事業の促進を図るため、その施行要件の緩和を図るものであります。

委員会におきましては、五ヵ年計画における公営住宅の位置づけ、單身入居に向けての条件整備、建替事業の推進について、家賃に対する補助等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで、西ヶ久保委員より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共产党及び民社党の各派共同提案に係る、公営住宅の建設を促進するため財源及び地方債の充当率について国は一層の配慮を行うこと等の六項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）  
○議長（安井謙君）これより採決をいたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（安井謙君）総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長（安井謙君）法務委員長及び物価等対策特別委員長から報告書が提出されました日程第七ないし第九の請願を一括して議題といたします。

一、内閣に送付するを要するもの  
第七三九号、第七四九号、第七五八号、第七六七号、第七六八号、第八〇〇号 法務局 更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願  
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

審査報告書（法務委員会第一号）  
第一二三一号 公共料金・石油製品等の物価  
値上げ抑制に関する請願  
昭和五十五年三月十四日  
物価等対策特別委員長 目黒今朝次郎  
参議院議長 安井 謙殿

議員  
相沢 武彦君  
矢原 秀男君  
渡部 通子君  
出席者は左のとおり。  
議長  
副議長  
秋山 長造君  
安井 謙君  
斎藤 十朗君  
野呂田芳成君  
古賀雷四郎君  
佐々木 満君  
竹内 潔君  
岩崎 純三君  
高橋 圭三君  
下条進一郎君  
北 修二君  
田 英夫君  
下村 泰君  
江田 五月君  
前島英三郎君  
喜屋武真榮君  
山田 勇君  
円山 雅也君  
有田 一寿君  
熊谷 弘君  
田原 武雄君  
成相 善十君  
後藤 正夫君  
森下 泰君  
吉田 実君  
志村 愛子君  
中村 稔二君  
鈴木 正一君  
上條 勝久君  
初村滝一郎君  
山崎 竜男君  
細川 譲熙君  
中山 太郎君  
塙田十一郎君  
源田 実君  
鍋島 直紹君  
戸塙 進也君

内田 善利君  
三木 忠雄君  
黒柳 友義君  
阿部 明君  
遠藤 憲一君  
栗林 立君  
金井 卓司君  
元彦君  
片山 秀彦君  
渋谷 邦彦君  
藤井 恒男君  
正英君  
二宮 文造君  
中尾 辰義君  
上原 正吉君  
多田 省吾君  
小平 芳平君  
柏原 ヤス君  
中村 利次君  
河本嘉久藏君  
鈴木 一弘君  
柏原 ヤス君  
木島 則夫君  
河本嘉久藏君  
中野 明君  
田代富士男君  
金丸 三郎君  
馬場 富君  
上林繁次郎君  
井上 計君



## 内閣委員

辞任

補欠

実君

源田

信君

## 法務委員

辞任

源田

瀬谷

英行君

## 外務委員

辞任

源田

二木

謙吾君

## 大蔵委員

辞任

源田

大鷹

淑子君

## 宮本委員

辞任

源田

顯治君

## 農林水産委員

辞任

源田

園田

清充君

## 社会労働委員

辞任

源田

佐藤

昭夫君

## 運輸委員

辞任

源田

高杉

廸忠君

## 農林水産委員会

辞任

源田

河田

賢治君

## 同日委員会

ある。

大石

武一君

(永野嚴雄君の補欠)

## 運輸委員会

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

理事

吉田忠三郎君

(広田幸一君の補欠)

## 過疎地域対策緊急措置法

一部を改正する法律

## 案(小濱新次君外三十二名提出)

地方行政委員会に付託

## 科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

望月

邦夫君

衛藤征士郎君

藤原

房雄君

馬場

富君

大森

昭君

松前

達郎君

寺田

熊雄君

高杉

廸忠君

佐藤

昭君

大森

昭君

渡辺

正義君

宮崎

和泉

照雄君

佐藤

昭夫君

高杉

廸忠君

佐藤

昭君

宮本

顯治君

河田

賢治君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

関税定率法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

工業標準化法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

國土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

## 昭和五十五年度一般会計予算

昭和五十五年度特別会計予算

予算委員会に付託

上院議長宛

祝電

発送した。

議長御就任に衷心より祝意を表し、あわせて閣

下の御健勝と日本・ベルギー両国友好関係の一

層の発展を祈ります。

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員







を根本的に再検討する考えはないか。  
右質問する。

昭和五十五年三月十八日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿  
参議院議員 塩出啓典君提出松枯れ防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 塩出啓典君提出松枯れ防止対策に関する質問に対する答弁書

### 一について

被害型松枯損の原因については、昭和四十三年度から昭和四十六年度にかけての国立林業試験場を中心とする昆虫学、樹病学、菌学、樹木生理学、土壤学、気象学等関係各分野を網羅した共同研究において、植物病理学上の基本的な原則とされている病原体決定の手法に基づき、マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチューが松の生理の異常をもたらす病原体であることが立証されている。

### 二について

特別防除の実施地域は、周囲の自然環境及び生活環境の保全並びに農業、漁業その他の事業への被害の防止に対する配慮から、松くい虫被害区域の一部にとどまっているが、これを実施している地域では、全般的にみて、十分な防除効果を挙げているところである。松くい虫被害が昭和五十三年度に大幅に増加し、昭和五十四年度も引き続き大きな被害が発生していることについては、昭和五十三年夏期における異常な高温少雨という気象条件が加害害虫の活動・繁殖を活発にし、更に、これが昭和五十四年におけるマツノマダラカミキリの生息密度にも影響を及ぼしたものと推測される。

### 三について

特別防除は、二について述べたように自然

### 質問主意書及び答弁書

環境等の保全や農業等への被害防止に十分配慮して実施しているところであり、また、その効果については昭和五十二年度及び昭和五十三年度に特別防除を実施した三十一都府県において、特別防除実施箇所に定点を設定し、調査を実施したところ、定点の被害本数率は、昭和五十二年度から特別防除を実施した定点では全定点平均で、昭和五十二年度二・一パーセント、昭和五十三年度一・九パーセント（特別防除実施前の昭和五十一年度二・六パーセント）、昭和五十三年度から特別防除を実施した定点では全定点平均で、昭和五十三年度四・三パーセント（特別防除実施前の昭和五十二年度七・六パーセント）と減少しており、十分な効果を挙げているところである。

### 四について

環境庁が昭和五十一年度及び昭和五十三年度にわたつて財團法人「山地鳥類研究所」に委託して実施した調査は、植生、昆虫及び鳥類について各種の調査を行つたものであるが、当該調査に係る報告書は、農業の空中散布が鳥類及びその生息環境に及ぼす影響については、必ずしも明確な結論を出したものではなく、これのみをもつて判断することは困難であると考えている。

### 五について

昭和五十三年度の予期せざる異常気象等により未曾有の被害が発生し、昭和五十四年度もその影響を受けた被害が増大していることから、昭和五十六年度に被害を終息させるという当初目標を達成することは、必ずしも容易ではないと考えられる。今後、総合的な防除対策を緊急に推進し、被害の減少を図り、できるだけ早い時期に終息に向かうよう最善の努力をしてまいりたい。

特別防除の将来の取扱いについては、今後の松くい虫被害の状況等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。

### 六について

松くい虫の防除については、特別防除を計画的に実施するとともに、特別防除の実施が困難な松林については、被害木の伐倒駆除、激害跡地における樹種転換等を重点的に実施することが、現段階では最も有効であると考えている。なお、新たな防除技術等の開発研究についても、国立、公立の試験研究機関及び国立林木育種場を中心として鋭意進めているところである。